

神奈川県立鶴嶺高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

- いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないために、全ての教職員がいじめの防止に取り組む。
- 全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、心身に及ぼすいじめの影響、人権の侵害など、いじめの問題について生徒の理解が深まるよう取り組む。
- 生徒が安全・安心に学校生活を送るため、周囲の友人や教職員との信頼関係を築き、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- 命や人権を尊重し、豊かな人間性を育む教育活動を行う。
 - ・学校の教育活動全体、特に本校が力を入れている学校行事や部活動を通して、生徒の社会性を育むとともに、課題解決の力や円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
 - ・LHR や各種講演会など様々な場面で、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。
 - ・職員研修会の実施。
- 生徒・保護者との信頼関係の確立
 - ・年 2 回の面談機会を生かして、生徒状況の把握に努め、日頃から相談しやすい信頼関係を築いておく。
- 生徒の自己有用感や自己肯定感、自浄力を育む
 - ・各種学校間の交流やボランティア学習を通して、他者を認める力を育成する。
 - ・生徒自らいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組みを支援する。
- 保護者や地域に開かれた学校づくり
 - ・日頃から家庭や地域との情報共有を行う。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- いじめの兆候を見逃さないために
 - ・面談や日常的な関わりの中で生徒理解を深めることにより、生徒との信頼関係の構築を図り、相談しやすい関係をつくる。
- 教育相談を通じた把握
 - ・生徒・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、いじめ相談窓口を設置し、その窓口を周知する。
- アンケート調査によるいじめの把握
 - ・定期的な学校生活アンケート調査を実施し、生徒の状況の客観的な把握に努める。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- 情報共有と組織的対応を行う。
 - ・発見・通報を受けた場合には、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に速やかに組織的な対応をする。
- いじめられた生徒又はその保護者への支援
 - ・その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するよう務める。
 - ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう環境の確保を図る。
 - ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
 - ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
 - ・複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
 - ・いじめた生徒に対しては、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。なお、いじめを行なった背景にも目を向け、いじめた生徒が抱える問題の解消に努めるなど、いじめた生徒の健全な人格の発達を促すために保護者の協力を求める。
- 関係修復のための働きかけ
 - ・当事者と周りの全ての生徒との関係の修復と、好ましい集団活動を取り戻すため取組みを行う。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- 情報モラルに関する教育と保護者への情報提供を行う
 - ・ネット・SNS などのもつ問題点について啓発活動を行う。
 - ・問題発生時に相談できる校内・校外の機関の取組みについて周知する。
 - ・生徒に対し情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めていく。
- 速やかな対応と諸機関との連携
 - ・ネット上の不適切な書き込み等については、事実を確認後、書き込んだ生徒（場合によってはプロバイダ）に対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

3 「いじめ防止検討会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止検討会議」を設置し、学期に1回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ防止検討会議」の構成

- ・管理職・生活指導グループ・教育相談コーディネーター
- ・スクールカウンセラー・PTA

(2) 活動内容

- いじめ防止等の取組みの検討・検証
 - ・情報共有
 - ・防止対策の立案
 - ・いじめ対応の検証・事後経過の確認

〈開催回数・時期〉

- ・定例3回（年度当初・9月・1月）

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ緊急調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ緊急調査委員会」の構成

「いじめ防止検討会議」（管理職・生活指導グループ・教育相談コーディネーター・スクールカウンセラー・PTA）に、当該の学級担任、部活動顧問など関係職員を追加する。

※ 事案内容により、構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命する。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を高めるように努める。

(2) 活動内容

○発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

○調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時適切な方法での提供・説明

○神奈川県教育委員会への調査結果報告

・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

○いじめの早期発見に関する取組みに関すること

○いじめが確認された場合の適切な取組に関すること